



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月26日火曜日 第495号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）..... 1  
愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則.....（デジタルシフト推進課）..... 1

### 教育委員会規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則.....（教育総務課）..... 3

## 規 則

### ○愛媛県規則第12号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人） <b>第4条</b> 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において40人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。 2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日（年の中途において個人が行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。）現在において40人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。	（事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人） <b>第4条</b> 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において43.5人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。 2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日（年の中途において個人が行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。）現在において43.5人未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第13号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 条例別表第1の規則で定める事務 )</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の治療のため必要な医療費(以下「肝がん等治療費」という。)の支給に関する事務</p> <p>(2) 肝がん等治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 肝がん等治療費の参加者証に関する事務</p> <p>(4) 肝がん等治療費の支給認定の変更に関する事務</p> <p>(5) 肝がん等治療費の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>(6) 肝がん等治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p><b>第9条</b> 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定疾患の治療のため必要な医療費(以下「特定疾患治療費」という。)の支給に関する事務</p> <p>(2) 特定疾患治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 特定疾患治療費の受給者証に関する事務</p> <p>(4) 特定疾患治療費の支給認定の変更に関する事務</p> <p>(5) 特定疾患治療費の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>(6) 特定疾患治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p><b>第10条</b> 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 先天性血液凝固因子障害等の治療のため必要な医療費(以下「先天性血液凝固因子障害等治療費」という。)の支給に関する事務</p> <p>(2) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 先天性血液凝固因子障害等治療費の受給者証に関する事務</p> <p>(4) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の変更に関する事務</p> <p>(5) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>(6) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p><b>第11条</b> 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金(同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。)の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p><b>第15条</b> 省略</p>	<p>( 条例別表第1の規則で定める事務 )</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金(同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。)の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第9条</b> 省略</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p><b>第12条</b> 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）	（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）
<p><b>第1条</b> 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の12の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1の13の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する高等学校等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第3条</b> 条例別表第1の14の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学び直し支援金（条例別表第1の14の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p><b>第4条</b> 条例別表第1の15の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専攻科修学支援金（条例別表第1の15の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p><b>第5条</b> 条例別表第1の16の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する専攻科奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第6条</b> 条例別表第1の17の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>(1) 学び直し支援金（条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する高等学校等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第3条</b> 条例別表第1の11の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学び直し支援金（条例別表第1の11の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p><b>第4条</b> 条例別表第1の12の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専攻科修学支援金（条例別表第1の12の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p><b>第5条</b> 条例別表第1の13の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する専攻科奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p><b>第6条</b> 条例別表第1の14の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。